

令和 8 年度

学校給食用物資納入事業者登録資格審査

申 請 要 領

令和 7 年 12 月

宇佐市立南部学校給食センター運営委員会
(宇佐市教育委員会学校給食課)

令和8年度 学校給食用物資納入事業者登録資格審査申請要領

1. 目的・対象者

宇佐市立南部学校給食センター運営委員会が発注する学校給食用物資（以下「給食用物資」という。）の納入を希望する事業者を対象に、給食用物資の納入事業者登録資格（競争入札等参加資格）を事前審査及び事業者登録することにより給食用物資の品質や安定的な供給と安全性を確保する。

2. 登録資格要件

- (1) 地方自治法施行令（以下「施行令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 施行令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当すると認められた者にあっては、その事実があった後、3年を経過しない者でないこと。
- (3) 宇佐市内に本店又は支店を有する者については宇佐市税の滞納のない者であること。
- (4) 納入希望する別表1「登録品目区分表」の大分類品目（中分類品目がある場合は中分類品目）について、申請時に営業年数が1年以上あること。
- (5) 営業又は業務に関して、許認可が必要とされる場合において、これらを受けている者。また、届出が必要とされる場合において、これらを届出ていること。
- (6) 台風・地震等の災害発生及び感染症発生により、急遽給食中止となった場合は、返品が可能なこと。
- (7) 発注仕様書等に定める品質等の食材を調達できる能力があること。
- (8) 仕入れ及び製造加工能力が十分にあり、指定した期日・時刻・場所に納入できること。
- (9) 万一、納入物資に異物混入等の異常を生じさせたときは、原因究明を行うとともに再発防止等について、誠実に取り組めること。
- (10) 書類の提出を求められたとき、及び立入調査等を実施するときは、誠実に応じられること。また、調査の結果、管理状況等が不適当であると判断されたときは、改善すること。
- (11) 納入物資に不良品があったときは、誠実かつ迅速に対応し、無償で交換できること。
- (12) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

3. 申請書の提出先等

- (1) 場 所 〒872-0841 大分県宇佐市安心院町矢畑444番地
宇佐市立南部学校給食センター TEL : 0978-34-2662
- (2) 期 間 令和8年1月5日(月)から1月30日(金)まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
- (3) 時 間 午前8時30分から午後5時まで
(12時15分から13時までを除く) ※(時間厳守)

4. 提出書類・提出部数

- (1) 別表2「申請書類一覧表」に掲げる書類を各1部提出すること。
- (2) 申請書類の様式は、「宇佐市立宇佐学校給食センター運営委員会独自様式」であり、宇佐市学校給食課のホームページからダウンロードして使用すること。

5. 提出方法等

- (1) 持参又は郵送若しくは総務省に認可を受けた民間事業者の行う信書便によるものとする。郵送又は信書便の場合は、令和8年1月30日（金）午後5時までに必着するものに限る。
- (2) 郵送又は信書便の場合は、封筒に「学校給食用物資納入事業者登録資格審査申請書在中」と朱書するとともに、郵送の場合は必ず簡易書留（信書便の場合は書留サービス等配達の記録が残るもの）とすること。
- (3) 提出者は持参又は郵送に限らず後日、審査結果を全員に送付するので、返信用封筒（長形3型）に宛名を記入の上、切手（110円）を貼付して提出（同封）すること。

6. 登録の認定

- (1) 登録の認定は「大分類品目」ごと（中分類品目がある場合は「中分類品目」）行うものとする。
- (2) 申請書類の内容審査後、宇佐市学校給食用物資納入事業者として登録された場合は、「宇佐市学校給食用物資納入事業者登録通知書」により申請者に通知する。また、宇佐市学校給食用物資納入事業者として認められなかった者についても、「宇佐市学校給食用物資納入事業者登録不決定通知書」により通知する。
- (3) 前号の通知は令和8年3月末までに各申請者に通知する。

7. 資格の有効期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで有効とする。

8. 認定の取り消し

宇佐市学校給食用物資納入事業者登録資格を有する者が次の各号のいずれかに該当するものと判断した場合は、資格を停止又は取り消すことができるものとする。

- (1) 2の規定による登録資格要件を満たさなくなったとき
- (2) 登録資格審査申請書若しくは添付書類の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしていなかったとき。
- (3) 本市又は他官公署に対する不正行為等により、宇佐市物品等供給契約に係る指名停止措置要領に規定する指名停止措置又は資格の取り消しに該当する場合。
- (4) 当該登録の認定を受けた後に経営状況が著しく悪化したとき、又は契約の履行が不良のとき。
- (5) 契約の履行等において学校給食用物資納入事業者として不適格であると判断した場合

9. 申請した事項の変更等の届出

申請した事項又は添付書類に変更等が生じたときは、直ちに文書により必要な書類等を添えて変更等の届出又は再審査を受けること。

10. その他

審査の結果、登録が決定した場合は、宇佐市教育委員会学校給食課において名簿に登録し、宇佐市学校給食課のホームページへ公表します。なお、名簿登録をもって、定期的な物資納入の発注を確約するものではありません。

別表1（登録品目区分表）

○一般物資

番号	大分類品目	中分類品目		代表的な物資等
1	食肉類	(1)	食肉	牛肉、豚肉、鶏肉、ジビエ等
		(2)	食肉加工品（冷蔵）	ベーコン等
		(3)	食肉加工品（冷凍）	冷凍ハム、冷凍ソーセージ、 冷凍肉団子等
2	魚介類	(1)	魚介類	鮮魚、冷凍魚介類等
		(2)	魚介加工品	魚練製品、魚すり身等
		(3)	魚介乾物	煮干し、ちりめん等
3	野菜・果物類	(1)	生鮮野菜	野菜、芋、 果物等（冷凍、缶詰等除く）
		(2)	加工野菜	冷凍野菜、冷凍果物、 冷蔵カット野菜等
4	こんにゃく類			こんにゃく等
5	調理用乳 乳製品類			牛乳、ヨーグルト、バター、 チーズ等（飲用牛乳除く）
6	デザート類			ゼリー、ケーキ等（冷凍含む）
7	穀類			精米、麺類、パン、乾燥大豆等
8	一般物資類			上記以外のもの（調味料を除く） 加工調理品、冷凍食品（卵、豆腐等）、缶詰、レトルト、でんぶん類、種実類、調理用酒類、各種油等
9	調味料類			しょうゆ、みそ、酢等
10	その他 (受注生産品、 地場産物等)			給食用特別受注生産品（どじょう、はも加工品、漬物、ゆず加工品、かぼす加工品、市内産みそ、市内産青のり、市内産緑茶、食肉下味付加工品、有機野菜等）

○特定物資

	大分類品目	代表的な物資等
11	米飯	米
12	牛乳	牛乳

別表 2

学校給食用物資納入事業者登録資格審査申請書類一覧表

申 請 書 類
1. 学校給食用物資納入事業者登録資格審査申請書
2. 使用印鑑届 ※ 入札、見積、契約及び請求等に際して使用する印
3. 委任状
4. 消費税及び地方消費税の納税証明書、税務署発行の納税証明書 (その3、その3の2、その3の3のいずれか)
5. 法人：履歴事項全部証明書（写し可） 発行日が申請日以前3ヶ月以内のもの 個人：身元証明書（身分証明書）（写し可） 本籍地のある市町村が発行する代表者の身分証明書
6. 実印の印鑑登録証明書（写し可）発行日が申請日以前3ヶ月以内のもの 法人：法務局の窓口で申請 個人：市区町村役場で申請
7. 支店等報告書（宇佐市内に支店、営業所がある場合のみ）
8. 貸借対照表及び損益計算書（直近1年間分） または令和6年所得税の確定申告書の写し
9. 市税の滞納のない証明書 ※ 令和8年1月5日以降発行のもの。 ※ 宇佐市内に本店又は支店等を設置していて、初回決算の申告月が未到来の者は、支店等の設置届（控用）の写し（税務課発行）を添付すること。
10. 下水道・水道料金の滞納のない証明書 ※ 令和8年1月5日以降発行のもの。
11. 営業品目調書（契約実績等を含む）
12. 暴力団排除に関する誓約書兼照会承諾書
13. 官公庁の許認可の必要な事業については、その証明書（許可証）の写し

受付番号	
------	--

申請書類確認表

フリガナ		フリガナ		連絡先（電話）
申請者名 (商号又は名称)		担当者名		TEL
				FAX

- 申請書類はこの確認表で照合のうえ提出してください。
- この申請書は必ず持参してください。
- 審査結果及び契約書類送付用封筒（角型2号、切手添付）を併せて提出してください。

◎提出しなければならない書類

番号	書類名称	備考	申請者確認欄	宇佐市確認欄
1	学校給食用物資納入事業者登録申請書			
2	使用印鑑届			
3	委任状			
4	消費税納税証明書			
5	履歴事項全部証明書 若しくは 代表者の身元証明書 (身分証明書)	写し可		
6	印鑑証明書			
7	支店等報告書			
8	貸借対照表または 確定申告書			
9	市税の滞納のない証明書	証明日 R 8.1.5 以降 のもの ※原本に限る。		
10	下水道・水道料金の 滞納のない証明書	証明日 R 8.1.5 以降 のもの ※原本に限る		
11	営業品目調書	契約実績等を含む		
12	暴力団排除に関する 誓約書兼照会承諾書			
13	官公庁の許可が必要な業種 について、その証明書 (許可証) 等の写し	有効期限注意		